

令和 2 年 度

鹿 嶋 市 予 算 書



目 次

○ 令和2年度鹿嶋市一般会計予算	1
第1表 歳入歳出予算	2
第2表 債務負担行為	8
第3表 地方債	9
○ 令和2年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算	11
第1表 歳入歳出予算	12
○ 令和2年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算	17
第1表 歳入歳出予算	18
○ 令和2年度鹿嶋市介護保険特別会計予算	19
第1表 歳入歳出予算	20
○ 令和2年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算	25
第1表 歳入歳出予算	26

○ 令和2年度鹿嶋市農業集落排水特別会計予算	29
第1表 歳入歳出予算	30
第2表 地方債	32
○ 令和2年度鹿嶋市墓地特別会計予算	33
第1表 歳入歳出予算	34
○ 令和2年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算	35
第1表 歳入歳出予算	36
○ 令和2年度鹿嶋市下水道事業会計予算	37
○ 令和2年度鹿嶋市水道事業会計予算	41

令和 2 年 度

鹿 嶋 市 一 般 会 計 予 算



## 議案第1号

### 令和2年度鹿嶋市一般会計予算

令和2年度鹿嶋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,333,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月21日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額										
1市	税	11,434,934										
	1市	民	税	4,516,595								
	2固	定	資	産	税	5,960,331						
	3軽	自	動	車	税	196,353						
	4市	た	ば	こ	税	761,655						
2地	方	譲	与	税	310,500							
				1地	方	揮	発	油	譲	与	税	73,000
				2自	動	車	重	量	譲	与	税	180,000
				3森	林	環	境	譲	与	税	3,500	
				4特	別	と	ん	譲	与	税	54,000	
3利	子	割	交	付	金	11,000						
					1利	子	割	交	付	金	11,000	
4配	当	割	交	付	金	35,000						
					1配	当	割	交	付	金	35,000	
5株	式	等	譲	渡	所	得	割	交	付	金	30,000	
										1株	式	等
6地	方	消	費	税	交	付	金		1,502,000			
								1地	方	消	費	税
7ゴ	ル	フ	場	利	用	税	交	付	金	12,000		
									1ゴ	ル	フ	場
8環	境	性	能	割	交	付	金		24,500			
								1環	境	性	能	割



(単位：千円)

款	項	金額
9 地 方 特 例 交 付 金		141,654
	1 地 方 特 例 交 付 金	141,654
10 地 方 交 付 税		952,090
	1 地 方 交 付 税	952,090
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		6,810
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,810
12 分 担 金 及 び 負 担 金		248,907
	1 負 担 金	248,907
13 使 用 料 及 び 手 数 料		188,764
	1 使 用 料	125,561
	2 手 数 料	63,203
14 国 庫 支 出 金		3,857,710
	1 国 庫 負 担 金	3,282,978
	2 国 庫 補 助 金	560,862
	3 委 託 金	13,870
15 県 支 出 金		2,021,934
	1 県 負 担 金	1,174,416
	2 県 補 助 金	702,590
	3 委 託 金	144,928
16 財 産 収 入		18,806
	1 財 産 運 用 収 入	12,037
	2 財 産 売 払 収 入	6,769

(単位：千円)

款	項	金額
17 寄附金		101,000
	1 寄附金	101,000
18 繰入金		509,835
	1 特別会計繰入金	21
	2 基金繰入金	509,814
19 繰越金		150,000
	1 繰越金	150,000
20 諸収入		631,356
	1 延滞金，加算金及び過料	60,000
	2 市預金利子	30
	3 貸付金元利収入	30,650
	4 雑収入	540,676
	* 受託事業収入	
21 市債		1,144,200
	1 市債	1,144,200
歳入	合計	23,333,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		188,527
	1 議 会 費	188,527
2 総 務 費		2,728,321
	1 総 務 管 理 費	2,148,083
	2 徴 税 費	317,369
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	161,874
	4 選 挙 費	4,272
	5 統 計 調 査 費	94,478
	6 監 査 委 員 費	2,245
3 民 生 費		9,809,902
	1 社 会 福 祉 費	4,046,578
	2 児 童 福 祉 費	4,506,851
	3 生 活 保 護 費	1,256,473
4 衛 生 費		2,099,618
	1 保 健 衛 生 費	795,609
	2 清 掃 費	1,304,009
5 労 働 費		995
	1 労 働 諸 費	995
6 農 林 水 産 業 費		331,800
	1 農 業 費	320,169
	2 林 業 費	3,343
	3 水 産 業 費	8,288

(単位：千円)

款	項	金額
7 商 工 費		238,738
	1 商 工 費	238,738
8 土 木 費		1,851,113
	1 土 木 管 理 費	54,680
	2 道 路 橋 り よ う 費	965,194
	3 都 市 計 画 費	283,731
	4 下 水 道 費	447,609
	5 住 宅 費	99,899
9 消 防 費		1,078,013
	1 消 防 費	1,078,013
10 教 育 費		3,008,122
	1 教 育 総 務 費	511,894
	2 小 学 校 費	461,424
	3 中 学 校 費	216,157
	4 幼 稚 園 費	205,610
	5 社 会 教 育 費	823,222
	6 保 健 体 育 費	789,815
11 災 害 復 旧 費		4,000
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,000
12 公 債 費		1,845,456
	1 公 債 費	1,845,456
13 諸 支 出 金		98,395

(単位：千円)

款	項	金額
	1 基金費	98,395
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	23,333,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合計画策定業務委託	令和3年度	10,483

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市庁舎等整備事業	151,000	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公共 団体との共同発 行を含む)	4.0%以内  ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には、 その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えするこ とができる。
保育園施設整備事業	44,900			
ごみ処理施設大規模改修事業	25,000			
し尿処理施設大規模改修事業	25,600			
農業農村整備事業	9,600			
道路整備事業	276,200			
道路整備事業（社会資本整備総合交付金）	45,600			
公営住宅建設事業	16,100			
都市再生整備計画事業	165,200			
消防施設整備事業	2,700			
中学校大規模改造事業	4,300			
小学校施設整備事業	7,700			
中学校施設整備事業	13,000			
小学校大規模改造事業	16,400			
社会教育施設等整備事業	81,200			
平成27年度市場公募債借換債（高松公民館整備事業）	56,000			
鹿嶋市内遺跡発掘調査事業	3,700			
文化財保護事業	2,700			
中央図書館大規模改造事業	49,500			
はまなす公民館大規模改造事業	39,300			
高松緑地温水プール整備事業	3,900			
カシマススポーツセンター整備事業	4,900			
学校プール解体撤去事業	29,400			
臨時財政対策債	70,300			
計	1,144,200			





令和 2 年 度

鹿嶋市国民健康保険特別会計予算



議案第2号

令和2年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算

令和2年度鹿嶋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,423,789千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月21日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,523,570
	1 国民健康保険税	1,523,570
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		500
	1 手数料	500
4 国庫支出金		1,262
	1 国庫補助金	1,262
	* 国庫負担金	
5 県支出金		5,441,019
	1 県負担金	5,441,019
6 財産収入		144
	1 財産運用収入	144
7 繰入金		396,119
	1 他会計繰入金	396,119
	* 基金繰入金	
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		61,172
	1 延滞金, 加算金及び過料	50,003
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1

(単位：千円)

款	項	金額
	4 雑 入	11,167
歳 入	合 計	7,423,789

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		41,128
	1 総務管理費	28,848
	2 徴税費	11,964
	3 運営協議会費	316
2 保険給付費		5,440,309
	1 療養諸費	4,673,788
	2 高額療養諸費	733,621
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	25,200
	5 葬祭諸費	7,500
3 国民健康保険事業費納付金		1,860,271
	1 医療給付費分	1,203,346
	2 後期高齢者支援金等分	487,535
	3 介護納付金分	169,390
4 共同事業拠出金		3
	1 共同事業拠出金	3
5 保健事業費		63,114
	1 特定健康診査等事業費	54,299
	2 保健事業費	8,815
6 積立金		144
	1 基金積立金	144
7 諸支出金		8,820

(単位：千円)

款	項	金額
	1 償還金及び還付加算金	8,820
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出	合計	7,423,789





令和 2 年 度

鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算



議案第3号

令和2年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ764,138千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月21日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		620,229
	1 後期高齢者医療保険料	620,229
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 繰入金		141,549
	1 一般会計繰入金	141,549
4 繰越金		500
	1 繰越金	500
5 諸収入		1,850
	1 延滞金, 加算金及び過料	300
	2 償還金及び還付加算金	1,550
歳入	合計	764,138

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療広域連合納付金		762,578
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	762,578
2 諸支出金		1,560
	1 償還金及び還付加算金	1,550
	2 繰出金	10
歳出	合計	764,138

令和 2 年 度

鹿 嶋 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算



## 議案第4号

### 令和2年度鹿嶋市介護保険特別会計予算

令和2年度鹿嶋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,408,927千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月21日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		1,163,931
	1 介 護 保 險 料	1,163,931
2 使 用 料 及 び 手 数 料		21
	1 手 数 料	21
3 国 庫 支 出 金		849,251
	1 国 庫 負 担 金	716,398
	2 国 庫 補 助 金	132,853
4 支 払 基 金 交 付 金		1,134,838
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,134,838
5 県 支 出 金		633,413
	1 県 負 担 金	595,614
	2 県 補 助 金	37,799
6 財 産 収 入		147
	1 財 産 運 用 収 入	147
7 繰 入 金		627,118
	1 一 般 会 計 繰 入 金	627,117
	2 基 金 繰 入 金	1
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		207
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	202
	2 預 金 利 子	1



(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	4,408,927

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		47,564
	1 総務管理費	5,438
	2 徴収費	4,747
	3 介護認定審査会費	36,460
	4 趣旨普及費	919
2 保険給付費		4,062,096
	1 介護サービス等諸費	3,629,520
	2 介護予防サービス等諸費	114,888
	3 その他諸費	3,240
	4 高額介護サービス等費	91,572
	5 高額医療合算介護サービス等費	11,424
	6 特別給付費	25,140
	7 特定入所者介護サービス等費	186,312
3 地域支援事業費		254,621
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	166,145
	2 包括的支援事業・任意事業費	88,476
4 積立金		40,434
	1 基金積立金	40,434
5 諸支出金		1,212
	1 償還金及び還付加算金	1,211
	2 繰出金	1
6 予備費		3,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	4,408,927



令和 2 年 度

鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部  
土地区画整理事業特別会計予算



議案第5号

令和2年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算

令和2年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和2年2月21日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		78,000
	1 負担金	78,000
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
4 繰入金		50,000
	1 他会計繰入金	50,000
5 繰越金		997
	1 繰越金	997
6 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		130,000



(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 都 市 計 画 費		127,833
	1 土 地 区 画 整 理 費	127,833
2 公 債 費		167
	1 公 債 費	167
3 諸 支 出 金		1,000
	1 基 金 費	1,000
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	130,000



令和 2 年 度

鹿嶋市農業集落排水特別会計予算



議案第6号

令和2年度鹿嶋市農業集落排水特別会計予算

令和2年度鹿嶋市農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,136千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和2年2月21日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		11
	1 負担金	11
2 使用料及び手数料		19,740
	1 使用料	19,740
3 県支出金		5,748
	1 県補助金	5,748
4 繰入金		41,216
	1 他会計繰入金	41,216
5 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
6 諸収入		21
	1 雑収入	21
7 市債		15,400
	1 市債	15,400
歳入	合計	92,136

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水費		57,212
	1 総務管理費	57,212
2 公債費		33,924
	1 公債費	33,924
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	92,136

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業会計適用債	15,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内  ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その債 権者と協定するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償還若しくは低 利に借換えすることができる。



令和 2 年 度

鹿 嶋 市 墓 地 特 別 会 計 予 算



議案第7号

令和2年度鹿嶋市墓地特別会計予算

令和2年度鹿嶋市墓地特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,571千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和2年2月21日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		5,645
	1 使用料	5,643
	2 手数料	2
2 繰入金		5,926
	1 繰入金	5,926
歳入合計		11,571

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 墓園費		5,338
	1 墓園費	5,338
2 公債費		6,033
	1 公債費	6,033
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		11,571

令和 2 年 度

鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算



議案第8号

令和2年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算

令和2年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ255,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月21日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰替金収入		255,000
	1 繰替金収入	255,000
歳入合計		255,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 集合支払費		255,000
	1 集合支払費	255,000
歳出合計		255,000



令和 2 年 度

鹿 嶋 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算



## 議案第9号

### 令和2年度鹿嶋市下水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和2年度鹿嶋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)水洗化戸数	14,800戸
(2)年間総処理水量	4,300,000 m <sup>3</sup>
(3)一日平均処理水量	11,781 m <sup>3</sup>
(4)主要な建設改良事業	
下水道建設費(社総交)	85,700千円
下水道建設費(防災・安全)	256,921千円
下水道建設費(単独)	217,000千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 下水道事業収益	1,478,792千円
第1項 営業収益	696,399千円
第2項 営業外収益	782,393千円
支出 第1款 下水道事業費用	1,430,196千円
第1項 営業費用	1,281,722千円
第2項 営業外費用	137,037千円
第3項 特別損失	6,437千円
第4項 予備費	5,000千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額520,463千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分額にて補てんする。)

収入	第1款	資本的収入	603,155千円
	第1項	企業債	416,600千円
	第2項	他会計出資金	15,000千円
	第3項	国庫補助金	156,283千円
	第4項	負担金及び分担金	15,272千円
支出	第1款	資本的支出	1,123,618千円
	第1項	建設改良費	585,951千円
	第2項	固定資産購入費	26,776千円
	第3項	企業債償還金	510,844千円
	第4項	基金積立金	47千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水汚泥処分委託	令和3年度	41,877
浄化センター長寿命化改築更新委託	令和3年度から令和4年度まで	617,700

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	347,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
下水道資本費平準化債	69,400			
計	416,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の借入れの最高限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用，営業外費用，特別損失の各項に係る経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

50,923 千円

(2) 賞与等引当金繰入額

4,388 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、315,714千円である。

令和2年2月21日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一



令和 2 年 度

鹿 嶋 市 水 道 事 業 会 計 予 算





議案第10号

令和2年度鹿嶋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度鹿嶋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数		21,600戸
(2)年間総給水量		6,004,592 m <sup>3</sup>
(3)一日平均給水量		16,450 m <sup>3</sup>
(4)主要な建設改良工事	配水施設工事	211,476千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	第1款	事業収益	1,795,221千円
		第1項 営業収益	1,719,738千円
		第2項 営業外収益	75,483千円
支出	第1款	事業費	1,791,564千円
		第1項 営業費用	1,674,569千円
		第2項 営業外費用	111,995千円
		第3項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額296,407千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補てんする。）。

収入	第1款	資本的収入	160,167千円
	第1項	企業債	110,000千円
	第2項	出資金	19,183千円
	第3項	補助金	19,833千円
	第4項	負担金	11,151千円
支出	第1款	資本的支出	456,574千円
	第1項	建設改良費	216,450千円
	第2項	企業債償還金	238,321千円
	第3項	国庫補助金返還金	1,803千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	上下水道料金徴収業務委託
期間	令和3年度から令和7年度
限度額	356,780千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	配水施設整備事業及び老朽管更新事業
限度額	110,000千円
起債の方法	普通貸借
利率	4.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率
償還の方法	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の借入れの最高限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |               |           |
|---------------|-----------|
| (1) 職員給与費     | 52,810 千円 |
| (2) 交際費       | 100 千円    |
| (3) 賞与等引当金繰入額 | 4,154 千円  |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、12,000千円と定める。

令和2年2月21日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

